

日本政府の新型コロナウイルス感染症対策
(日本入国後の自宅待機期間の短縮)

2022年1月14日
在ギリシャ日本国大使館

1 1月14日、日本政府は、新たな水際対策措置(25)を発出し、これまで全ての帰国者・入国者に求められていた入国後の自宅等での待機、待機期間中の健康フォローアップ、公共交通機関不使用の期間について、現行の14日間から10日間に短縮すると発表しました。本措置は、1月15日午前0時(日本時間)から適用されます。

2 これにより、15日以降、ギリシャから日本へ入国する場合は、検疫所が指定する宿泊施設で3日間待機の上、入国後3日目に改めて検査を行い、陰性と判定された場合には当該施設を退所し、残り7日間を自宅等で待機いただくことになります。

(※なお、今後、当地が「オミクロン株以外の変異株が支配的となっていることが確認されている国・地域」に指定された場合には、入国後の自宅等での待機期間が14日間になります。)

詳細につきましては、以下のサイトをご確認ください。

■厚生労働省のサイト

<https://www.mhlw.go.jp/content/000881575.pdf>

■外務省のサイト

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pwideareaspecificinfo_2022C005.html

在ギリシャ日本国大使館(領事部)

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St. , 152 31 Halandri

TEL : 210-670-9910, 9911 FAX : 210-670-9981

H P : <http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail : consular@at.mofa.go.jp